

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日起休日は、
当たる翌日

鳥取県告示第四百四十九号

目 次

◆ 告 示

身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
の取消し

結核予防法による指定医療機関の辞退

計量器定期検査の実施

ひな白痢検査の実施

土地の用途廃止

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正

◆ 選管告示

ポスターの掲示の開始の日

告 示

鳥取県告示第四百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	勤 務	先 診 療 科 名	取消理由
田 村 節 治	氣高郡鹿野町今市	鳥取県身体障害者更生相談所	耳鼻いんこう科
森 岡 久	米子市加茂町	博愛病院	耳鼻いんこう科

鳥取県知事 石 破 二 朗

結核予防法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十三年五月十二日	フクミツ 医院	倉吉市堺町二丁目三九番地

鳥取県告示第四百五十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

検査日時	検査区域	検査場所
七月 八日午前十時から 八日午後三時まで	鳥取市	鳥取市農業協同組合面影支所
九日正午まで	津の井小学校	津の井小学校
十日午前十時から 午後一時から 午後三時まで	米里農業協同組合	倉田地区公民館
十一日午前十時から 正午まで	大和地区公民館	神戸
十二日午前十時から 正午まで	大正地区公民館	明治小学校
十五日午前十時から 午後三時まで	東郷小学校	豊実
十六日午前十時から 正午まで	鳥取市農業協同組合松保支所	"

鳥取県告示第四百五十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によりひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

鳥取県知事
石破二朗

別表	五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応	四 実施の期日 別表のとおり	三 実施の対象となる家畜の種類及び範 種鶏及びこれらと同一構内で飼育し	二 実施する区域 別表のとおり	一 実施の目的 ひな白痢予防のため
----	--------------------	----------------	--	-----------------	-------------------

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
六月十七日	鳥取市	各種鶴場
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日	鹿野町	鹿野町
二十四日	河原町	河原町
二十五日	智頭町	智頭町
二十六日	鳥取市	鳥取市
二十七日	原町	原町
二十八日	頭町	頭町
二十九日	野町	野町

鳥取県告示第四百五十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称）位置、出納区域及び取扱事務についての一部を次のように改正する。

時和四二三五刀月七日

鳥取県知事
石破二朗

一株式会社山陰合同銀行鳥取支店（統轄店）「鳥取市東品治町」を一株式会社山陰合同銀行鳥取支店（統轄店）「鳥取市栄町」に改める。

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

選挙法（昭和二十二年法律第二百四十九号）第一百四十四条の二第四項に規定する公示期の掲示の開始の日を昭和四十三年六月十三日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

七

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石破二朗

八頭郡河原町中井字上三染瀬一六番ノ四地先から
一七番ノ二地先まで

七〇

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年六月七日から用途廃止

卷之三